

## 飯田市都市計画審議会専門部会の設置に関する要綱

建設部長

平成25年3月1日制定

平成29年11月17日一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯田市都市計画審議会条例施行規則（平成25年飯田市規則第4号。以下「規則」という。）第2条に規定する専門部会（以下「専門部会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 専門部会は、次の各号に掲げる部会とし、それぞれ当該各号に掲げる専門の事項について調査検討するものとする。

- (1) 道路部会 道路網及び道路構造等に関する事項
- (2) 土地利用・景観部会 土地利用計画及び景観計画等に関する事項

(会議の公開)

第3条 専門部会の会議は公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において、飯田市情報公開条例（平成14年飯田市条例第22号）第7条第1項各号に掲げる非公開情報に該当すると認められる情報に関し調査等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められる場合
- (3) その他部会長が公開しないと認める場合

(会議録)

第4条 部会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 出席した職員の職氏名
- (4) 会議の要旨
- (5) その他、部会長が必要と認めた事項

2 会議録は公開とする。ただし、前条により、会議を公開しない場合は、この限りでない。

3 前項の規定により公開とする場合、会議録に記載された発言者の指名を非公開とする等、必要な措置をとることができる。

前 文 (抄) (平成25年3月1日付け24飯地計第338号)

平成25年3月1日から施行する。

前 文 (抄) (平成29年11月17日付け29飯地計第262号)

平成29年11月17日から適用する。

---

飯田市都市計画審議会条例施行規則 (抜粋)

平成25年3月1日

規則第4号

(専門部会の設置)

第2条 審議会に、専門の事項を調査検討するため専門部会を設置することができる。